

社会福祉法人至誠会定款

社会福祉法人至誠会定款

第一章 総 則

(目 的)

第 一 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 救護施設まことホームの経営
- (ロ) 児童養護施設あけぼの学園の経営
- (ハ) 障がい者支援施設一誠園の経営
- (ニ) 救護施設誠幸園の経営
- (ホ) 特別養護老人ホーム一葉園の経営
- (ヘ) 特別養護老人ホーム雙葉苑の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所白菊保育園の経営
- (ロ) 保育所第二白菊保育園の経営
- (ハ) 保育所第三白菊保育園の経営
- (ニ) 保育所第四白菊保育園の経営
- (ホ) 保育所十和田乳児保育園の経営
- (ヘ) 保育所第五白菊保育園の経営
- (ト) 老人デイサービス事業(デイサービスセンター三葉苑)の経営
- (チ) 老人短期入所事業(一葉園)の経営
- (リ) 在宅介護支援センター(三葉苑)の経営
- (ヌ) 老人デイサービス事業(デイサービスセンター白菊苑)の経営
- (ル) 障害福祉サービス事業(誠幸園障害者自立支援センター)の経営
- (ヲ) 障害福祉サービス事業(一誠園)の経営
- (ワ) 保育所白菊かねざき保育園の経営
- (カ) 地域子育て支援拠点事業(白菊かねざき保育園子育て支援センター)の経営
- (ヨ) 保育所第二白菊保育園病後児保育事業の経営
- (タ) 保育所第四白菊保育園放課後児童健全育成事業の経営

(名 称)

第 二 条 この法人は、社会福祉法人至誠会という。

(経営の原則)

第 三 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確
実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図ると
ともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性
の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の独居高齢者、
子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で
福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 四 条 この法人の事務所を青森県十和田市大字大不動字山中12番地1に
置く。

第 二 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 五 条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 六 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任
は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局2名、外部委員2名の合計
5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任
委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として
適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数
をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名
以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 七 条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終の
ものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は
辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員と
しての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 八 条 評議員の報酬については、支給しない。

第 三 章 評 議 員 会

(構 成)

第 九 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招 集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第一三条 評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 四 章 役員及び職員

(役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事の内1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、常務理事を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第一八条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第一九条 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)、監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対して賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金三百万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(監事の職務及び権限)

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二四条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長並びに副施設長」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長並びに副施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 青森県十和田市大字三本木字野崎115番3に所在の
救護施設 誠 幸 園 敷 地 (1,326.43平方メートル)
- (2) 青森県十和田市大字三本木字野崎115番5に所在の
誠 幸 園 敷 地 (919.57平方メートル)
- (3) 青森県十和田市大字三本木字野崎116番3に所在の
誠 幸 園 敷 地 (3,809.00平方メートル)
- (4) 青森県十和田市大字三本木字野崎116番1に所在の
誠 幸 園 敷 地 (977.60平方メートル)
- (5) 青森県十和田市大字三本木字野崎115番1に所在の
誠 幸 園 敷 地 (875.30平方メートル)
- (6) 青森県十和田市大字三本木字野崎114番7に所在の
誠 幸 園 敷 地 (66.00平方メートル)
- (7) 青森県十和田市大字三本木字野崎115番2に所在の
誠 幸 園 敷 地 (1,259.00平方メートル)
- (8) 青森県十和田市大字三本木字野崎107番1に所在の
誠 幸 園 敷 地 (1,566.00平方メートル)
- (9) 青森県十和田市大字三本木字野崎108番1に所在の
誠 幸 園 敷 地 (1,365.00平方メートル)
- (10) 青森県十和田市大字三本木字野崎110番3に所在の
誠 幸 園 敷 地 (36.00平方メートル)
- (11) 青森県十和田市大字三本木字野崎109番3に所在の
誠 幸 園 敷 地 (254.00平方メートル)
- (12) 青森県十和田市大字三本木字野崎111番3に所在の
誠 幸 園 敷 地 (216.00平方メートル)
- (13) 青森県十和田市大字三本木字野崎110番2に所在の
誠 幸 園 敷 地 (183.00平方メートル)
- (14) 青森県十和田市東三番町38番地1号に所在の木造モルタル塗亜鉛
メッキ鋼板葺平家建
保育所第三白菊保育園 園舎 1棟 (435.29平方メートル)

- (15) 青森県十和田市大字洞内字沼田野162番地に所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
保育所第四白菊保育園 園舎 1棟 (346.08平方メートル)
- (16) 青森県十和田市東三番町38番地1号に所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建
保育所十和田乳児保育園 園舎 1棟 (380.91平方メートル)
- (17) 青森県十和田市西二十三番町353番地7に所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
保育所第五白菊保育園 園舎 1棟 (327.92平方メートル)
- (18) 青森県十和田市大字三本木字野崎115番地5、115番地2に所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
救護施設 誠 幸 園 集会所 1棟 (225.00平方メートル)
- (19) 青森県十和田市東三番町38番地8、38番地9に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
老人デイサービスセンター白菊苑 社会福祉施設 1棟
(168.00平方メートル)
- (20) 青森県十和田市大字三本木字野崎115番地2に所在のコンクリートブロック・木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
誠 幸 園 倉 庫 1棟 (289.17平方メートル)
- (21) 青森県十和田市大字三本木字野崎116番地3、111番地3、115番地3に所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
誠 幸 園 物 置 1棟 (124.80平方メートル)
- (22) 青森県十和田市大字深持字松森6番地5、6番地4に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
特別養護老人ホーム 一 葉 園 園舎 1棟
(2,169.22平方メートル)
- (23) 青森県十和田市大字深持字松森6番地5に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
一 葉 園 機械室 1棟 (104.50平方メートル)
- (24) 青森県十和田市大字大不動字長沢頭11番地31、11番地30、11番地32に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建
児童養護施設あけぼの学園 園舎 1棟
(1,208.23平方メートル)
- (25) 青森県十和田市大字大不動字長沢頭11番地31、11番地30、11番地32に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
あけぼの学園 機械室 1棟 (15.80平方メートル)
- (26) 青森県十和田市大字三本木字野崎116番地3、111番地3、115番地3、115番地5に所在の鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
誠 幸 園 体育館 1棟 (397.52平方メートル)

- (27) 青森県十和田市東六番町70番地5号、70番地4号に所在のコンクリートブロック木交造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 保育所白菊保育園 園舎 1棟 (401.07平方メートル)
- (28) 青森県十和田市元町西三丁目76番1号に所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき二階建
 保育所第二白菊保育園 園舎 1棟 (1,088.06平方メートル)
- (29) 青森県十和田市大字大不動字山中12番1に所在の
 救護施設 まことホーム 敷地 (18,874.00平方メートル)
- (30) 青森県十和田市大字大不動字山中12番地1に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建
 救護施設 まことホーム 園舎 1棟 (2,542.90平方メートル)
- (31) 青森県十和田市大字大不動字山中12番地1に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
 まことホーム リネン棟 1棟 (116.64平方メートル)
- (32) 青森県十和田市大字大不動字山中12番地1に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
 まことホーム リネン棟 1棟 (137.16平方メートル)
- (33) 青森県上北郡七戸町字後平594番地1に所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 一誠園 体育館 1棟 (330.22平方メートル)
- (34) 青森県十和田市大字大不動字長沢頭11番地32、11番地31に所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 あげぼの学園 体育館 1棟 (330.22平方メートル)
- (35) 青森県上北郡七戸町字後平594番1に所在の
 知的障害者更生施設 一誠園 敷地 (5,363.00平方メートル)
- (36) 青森県十和田市大字深持字松森6番5に所在の
 特別養護老人ホーム 一葉園 敷地 (9,918.00平方メートル)
- (37) 青森県十和田市大字大不動字長沢頭11番30に所在の
 児童養護施設 あげぼの学園 敷地 (2,017.00平方メートル)
- (38) 青森県十和田市大字大不動字長沢頭11番31に所在の
 児童養護施設 あげぼの学園 敷地 (1,769.00平方メートル)
- (39) 青森県十和田市大字大不動字長沢頭11番32に所在の
 児童養護施設 あげぼの学園 敷地 (2,013.00平方メートル)
- (40) 青森県十和田市東六番町70番4号に所在の
 保育所 白菊保育園 敷地 (103.68平方メートル)
- (41) 青森県十和田市東六番町70番5号に所在の
 白菊保育園 敷地 (892.58平方メートル)
- (42) 青森県十和田市元町西三丁目76番1号に所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 保育所第二白菊保育園 物置 1棟 (26.49平方メートル)

- (43) 青森県十和田市大字洞内字沼田野145番1に所在の
保育所 第四白菊保育園 敷地 (426.00平方メートル)
- (44) 青森県十和田市大字洞内字沼田野162番に所在の
第四白菊保育園 敷地 (1,204.00平方メートル)
- (45) 青森県上北郡七戸町字後平596番に所在の
一 誠 園 敷地 (1,018.00平方メートル)
- (46) 青森県上北郡七戸町字後平597番1に所在の
一 誠 園 敷地 (10,623.00平方メートル)
- (47) 青森県上北郡七戸町字後平656番1に所在の
一 誠 園 敷地 (6,934.63平方メートル)
- (48) 青森県上北郡七戸町字後平656番2に所在の
一 誠 園 敷地 (2,796.00平方メートル)
- (49) 青森県上北郡七戸町字後平656番3に所在の
一 誠 園 敷地 (659.00平方メートル)
- (50) 青森県十和田市大字深持字松森6番地7に所在の鉄筋コンクリート造
亜鉛メッキ鋼板葺平家建
老人デイサービスセンター三葉苑 養護所 1棟
(684.65平方メートル)
- (51) 青森県十和田市大字深持字松森6番地7に所在の鉄筋コンクリート
ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
三 葉 苑 機械室 1棟 (25.02平方メートル)
- (52) 青森県十和田市大字深持字松森6番7に所在の
三 葉 苑 敷地 (4,816.88平方メートル)
- (53) 青森県十和田市大字深持字松森6番4に所在の
一 葉 園 敷地 (1,028.97平方メートル)
- (54) 青森県十和田市大字三本木字野崎108番地1、107番地2、110番地
2、116番地3に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建
誠 幸 園 園舎 1棟 (4,000.53平方メートル)
- (55) 青森県十和田市大字三本木字野崎115番地2、115番地5に所在の
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
誠幸園障害者自立支援センター 社会福祉施設 1棟
(553.50平方メートル)
- (56) 青森県上北郡七戸町字後平597番地1、656番地1に所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
一 誠 園 社会福祉施設 1棟 (4,722.35平方メートル)
- (57) 青森県十和田市大字大不動字長沢頭11番地32、11番地33に所在の
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
あけぼの学園 養護院 1棟 (99.37平方メートル)
- (58) 青森県十和田市西二十二番町366番6に所在の
白菊かねざき保育園 敷地 (2,640.12平方メートル)

- (59) 青森県十和田市西二十二番町366番12に所在の
白菊かねざき保育園 敷地 (136.93平方メートル)
- (60) 青森県十和田市西二十二番町366番地6、366番地12に所在の木造
亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
保育所白菊かねざき保育園 園舎 1棟 (633.08平方メートル)
- (61) 青森県十和田市元町西三丁目76番1号に所在の
保育所 第二白菊保育園 敷地 (4,879.74平方メートル)
- (62) 青森県十和田市元町西三丁目255番に所在の
保育所 第二白菊保育園 敷地 (25.00平方メートル)
- (63) 青森県十和田市大字三本木字上平200番1に所在の
特別養護老人ホーム雙葉苑 敷地 (4,145.59平方メートル)
- (64) 青森県十和田市大字三本木字上平202番1に所在の
特別養護老人ホーム雙葉苑 敷地 (331.59平方メートル)
- (65) 青森県十和田市大字三本木字上平202番3に所在の
特別養護老人ホーム雙葉苑 敷地 (330.59平方メートル)
- (66) 青森県十和田市大字三本木字上平202番4に所在の
特別養護老人ホーム雙葉苑 敷地 (330.59平方メートル)
- (67) 青森県十和田市大字三本木字上平276番9に所在の
特別養護老人ホーム雙葉苑 敷地 (222.86平方メートル)
- (68) 青森県十和田市大字三本木字上平200番地1、202番地1に所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
特別養護老人ホーム雙葉苑 養護院 1棟 (1,588.00平方メートル)
- (69) 青森県十和田市大字三本木字上平200番地1、202番地1に所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
特別養護老人ホーム雙葉苑 車庫 1棟 (81.15平方メートル)
- (70) 青森県十和田市大字洞内字沼田野157番2に所在の
保育所第四白菊保育園 敷地 (520.69平方メートル)
- (71) 青森県十和田市大字洞内字沼田野157番3に所在の
保育所第四白菊保育園 敷地 (384.00平方メートル)
- (72) 青森県十和田市大字洞内字沼田野161番6に所在の
保育所第四白菊保育園 敷地 (332.77平方メートル)
- (73) 青森県十和田市大字洞内字沼田野161番7に所在の
保育所第四白菊保育園 敷地 (486.00平方メートル)
- (74) 青森県十和田市大字洞内字沼田野162番地に所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
保育所第四白菊保育園 物置 1棟 (19.87平方メートル)
- (75) 青森県十和田市東三番町38番1に所在の
保育所第三白菊保育園 敷地 (2,873.71平方メートル)

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第三八条に掲げる公益を目的とする事業及び第三九条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、青森県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、青森県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合。(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類

については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三五条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種 別)

第三八条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 誠幸園印刷指導所の事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 収益を目的とする事業

(種 別)

第三九条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産の賃貸業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第四〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和三三年政令第一八五号)第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第九章 解 散

(解 散)

第四一条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四二条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第十章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第四三条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、青森県知事の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を青森県知事に届け出なければならない。

第十一章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

第四四条 この法人の公告は、社会福祉法人至誠会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四五条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

十和田市大字三本木字稲生町30番地2号

理事長 江 渡 誠 一

上北郡百石町字上明堂92番地3号

理 事 鈴 木 正 春

上北郡甲地村字柳平1番地

理 事 立 川 隣

十和田市大字三本木字寺向179番地

理 事 川 村 千 代 治

十和田市大字滝沢字中渡65番地

理 事 鶴 田 勇 治

十和田市大字三本木字中楸71番地

理 事 田 中 潔

十和田市大字三本木字稲生町62番地

理 事 丸 井 常 盤

十和田市大字三本木字並木西9番地9号

監 事 中 村 亨 三

2.この定款は平成29年 4月 1日から施行する。

昭和 35 年 12 月 16 日	認 可
昭和 39 年 3 月 31 日	一部改正認可
昭和 40 年 4 月 27 日	一部改正認可
昭和 41 年 2 月 16 日	一部改正認可
昭和 43 年 9 月 27 日	一部改正認可
昭和 44 年 8 月 21 日	一部改正認可
昭和 45 年 8 月 8 日	一部改正認可
昭和 47 年 4 月 10 日	一部改正認可
昭和 50 年 4 月 14 日	一部改正認可
昭和 53 年 7 月 17 日	一部改正認可
昭和 55 年 5 月 20 日	一部改正認可
昭和 55 年 6 月 30 日	一部改正認可
昭和 55 年 8 月 28 日	一部改正認可
昭和 55 年 9 月 22 日	一部改正認可
昭和 56 年 2 月 23 日	一部改正認可
昭和 56 年 3 月 30 日	一部改正認可
昭和 59 年 4 月 16 日	一部改正認可

昭和 61 年	5 月 10 日	一部改正認可
昭和 62 年	4 月 17 日	一部改正認可
平成 元年	5 月 2 日	一部改正認可
平成 5 年	2 月 8 日	一部改正認可
平成 5 年	6 月 1 日	一部改正認可
平成 6 年	6 月 20 日	一部改正認可
平成 7 年	6 月 16 日	一部改正認可
平成 8 年	5 月 23 日	一部改正認可
平成 9 年	12 月 15 日	一部改正認可
平成 11 年	7 月 6 日	一部改正認可
平成 11 年	8 月 24 日	一部改正認可
平成 13 年	8 月 1 日	一部改正認可
平成 13 年	12 月 26 日	一部改正認可
平成 14 年	11 月 13 日	一部改正認可
平成 15 年	4 月 14 日	一部改正認可
平成 16 年	11 月 30 日	一部改正認可
平成 17 年	5 月 27 日	一部改正認可
平成 17 年	7 月 22 日	一部改正認可
平成 17 年	11 月 24 日	一部改正認可
平成 18 年	5 月 19 日	一部改正認可
平成 18 年	12 月 6 日	一部改正認可
平成 19 年	5 月 21 日	一部改正認可
平成 19 年	11 月 30 日	一部改正認可
平成 20 年	3 月 12 日	一部改正認可
平成 20 年	6 月 24 日	一部改正認可
平成 21 年	6 月 22 日	一部改正認可
平成 21 年	11 月 9 日	一部改正認可
平成 24 年	5 月 8 日	一部改正認可
平成 25 年	2 月 1 日	一部改正認可
平成 26 年	5 月 2 日	一部改正認可
平成 26 年	7 月 8 日	一部改正認可
平成 27 年	2 月 27 日	一部改正認可
平成 28 年	4 月 18 日	一部改正認可
平成 29 年	2 月 22 日	一部改正認可
平成 29 年	5 月 17 日	一部改正認可

社会福祉法人至誠会 定款細則

(目的)

第1条 この定款細則は、社会福祉法人至誠会定款(以下「定款」という。)第45条の規程に基づき法人の運営に関して必要な事項を定めるものである。

(理事長の専決事項)

第2条 定款第25条の規程により、次に掲げる法人の日常の軽易な業務の決定は、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 施設長及び副施設長の任免その他重要な人事を除く、職員の任免。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
また、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。
- (5) 建設工事費や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々購入するもので、金額が160万円を越えないもの。
 - イ 施設設備の保守点検、物品の修理等で、金額が250万円を越えないもの。
 - ウ 緊急を要する工事及び物品の購入等については、金額の上限を設定しない。当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分について、その取得金額等が1,000万円を越えないもの。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。

- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄について、その取得金額が1,000万円を越えないもの。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。
- (8) 予算上の予備費の支出。
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関する事。
- (10) 入所者の預かり金の日常の管理に関する事。
- (11) 寄付金の受入に関する決定。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

附 則

(施行期日)

この定款細則は、平成10年 9月 5日から施行する。
平成19年 3月23日 一部改正。